

記者発表資料	
令和3年5月21日	
担当課 (担当)	危機管理課 (植田 孝二)
電話	20-3126 (7080)

災害時に市が発令する避難情報の変更について（報告）

近年、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、国は災害対策基本法等を改正し、災害時に市町村が発令する避難情報を一部変更しました。

住民の皆さんには、改正された避難情報の内容をご承知いただくとともに、平時から鳥取市総合防災マップ等でご自宅等の災害リスクをご確認いただき、災害時に避難が必要な場所にお住まいの場合は、安全な親せきや知人宅、指定緊急避難場所等に速やかに避難していただきますようお願いいたします。

1 経過

- 令和3年4月28日 災害対策基本法等の改正案が参議院で可決成立
- 5月10日 改正災害対策基本法等が公布
- 20日 改正災害対策基本法等が施行
(改正された避難情報の運用開始日)

2 避難情報の変更内容

(1) 警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に変更

これまでの「避難準備・高齢者等避難開始」は名称が長く、高齢者等に避難を求める情報が伝わりにくいことから、上記名称に変更。

(2) 警戒レベル4を「避難指示」に一本化

これまでの警戒レベル4に「避難勧告」と「避難指示」が一緒に位置付けられ分かりにくかったことから、「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に統合。

(3) 警戒レベル5の名称を「緊急安全確保」に変更。

これまでの「災害発生情報」は、取るべき行動が分かりにくいこと等から上記名称に変更。



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

3 本市の対応

(1) 避難情報の発令

今後は、改正災害対策基本法に基づき、改正された避難情報を発令する。なお、警戒レベル4「避難指示」は、これまでの「避難勧告」のタイミングで発令する。

また、5月27日（木）実施予定の災害対策本部運営訓練は、改正された避難情報を反映した内容で実施予定。

(2) 市民等への周知

出水期を控え、改正された避難情報を市民の皆さんへ広くお知らせするための周知キャンペーンを展開し、公式ホームページ、市報、CATV、FM ラジオ、ポスター掲示等で広報を行い、災害時の円滑かつ速やかな避難行動につなげる。